

八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱

令和8年2月13日施行

(目的)

第1条 この要綱は、保育所及び認定こども園を設置運営する事業者（以下「事業者」という。）が行う施設整備に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所」及び「認定こども園」とは、別表第1に定める施設をいう。

2 この要綱において「施設整備」とは、別表第2の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、こども家庭庁が別に定める補助金等により、事業に要する経費の一部を補助する事業のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、その設置者であって当該各号に定めるものが実施する施設整備で、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 保育所 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人、その他市長が認めた者

(2) 認定こども園 社会福祉法人又は学校法人、その他市長が認めた者

2 前項に掲げるこども家庭庁が別に定める補助金等とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」（令和7年9月19日付こ成事第497号）別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に定める就学前教育・保育施設整備交付金

(2) 令和7年9月8日こ成保第519号こども家庭庁長官通知「保育対策総合支援事業費

補助金の国庫補助について」別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める保育所等改修費等支援事業

3 整備しようとする施設・設備及び施設の運営については、次の各号をはじめとする各種関係法令、通知等に適合するものであること。

(1) 八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第33号）

(2) 八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第37号）

(3) 八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例（平成26年条例第38号）

(4) 八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱

(5) 八王子市認定こども園事務取扱要綱

(6) 八王子市幼保連携型認定こども園事務取扱要綱

4 国又は地方公共団体以外の者から建物を賃借している場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号）の要件を満たすものであること。

5 補助事業に要する経費について、第2項に定める補助金等が内示決定又は交付決定されたものであること。

6 補助事業の計画及び方法が第1条の目的を達成するために適切であり、十分な成果が期待し得るものであること。

（補助対象経費）

第4条 この補助事業の対象となる経費は、前条第5項に規定する補助金等の内示決定の日以後の契約に基づく補助事業の実施に必要な経費であつて、別表第3に定めるもので、市長が必要があると認めるものとする。ただし、次の各号に掲げる費用は、補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存の建物の買収に要する費用（既存の建物を買収することが建物を新築することよりも、効率的であると認められる場合を除く。）

(3) 職員の宿舍の建設に要する費用

- (4) 外構整備に要する費用
- (5) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (6) 前5号に掲げるもののほか、補助対象経費として適当と認められない費用
(補助基準額等)

第5条 補助金交付額は、次の各号に定める方法により算出する。

- (1) 増築、増改築、改築若しくは老朽民間児童福祉施設整備を行う場合

ア 保育所

(ア) 次に掲げる額を比較し、最も少ない方の額に、8分の7を乗じて得た額とする（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。

- a 対象経費の実支出額
- b 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- c 別表第4及び別表第5に定める補助基準額の合計額

(イ) (ア) cにより算出した補助基準額を超えて事業者が対象経費の実支出額を負担している場合、次に掲げる額を比較し、いずれか少ない方の額に、8分の7を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を(ア)の金額に加算して補助する。

- a 対象経費の実支出額（補助基準額を超えて事業者が負担する部分に限る。）
- b 別表第8及び別表第9に定める補助基準額の合計額

イ 認定こども園

(ア) 次に掲げる額を比較し、最も少ない方の額のうち、保育所部分（施設整備を行う認定こども園における保育を実施する部分をいう。以下同じ。）に係る額に8分の7を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と、教育部分（施設整備を行う認定こども園における教育を実施する部分をいう。以下同じ。）に係る額に4分の3を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額とする。ただし、a又はbの額となった場合は、保育所部分と教育部分それぞれの専有床面積割合等の合理的な方法により額を案分すること。

- a 対象経費の実支出額
- b 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

c 別表第4及び別表第5に定める補助基準額の合計額

(イ) (ア) cにより算出した補助基準額（保育所部分に係る部分に限る。）を超えて事業者が対象経費の実支出額を負担している場合、次に掲げる額を比較し、いずれか少ない方の額に、8分の7を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を(ア)の金額に加算して補助する。

a 対象経費の実支出額（補助基準額を超えて事業者が負担する部分に限る。）

b 別表第8及び別表第9に定める補助基準額の合計額

(2) 大規模修繕等を行う場合

次に掲げる額を比較し、最も少ない方の額に、8分の7を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、対象経費の実支出額が500万円未満の場合、補助対象としないものとする。

ア 対象経費の実支出額

イ 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

ウ 事業者が3以上の工事請負業者等から徴した補助事業に係る工事の見積書の金額のうちの最も低い額

(3) 防音壁整備を行う場合

次に掲げる額を比較し、最も少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

ア 対象経費の実支出額

イ 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

ウ 別表第6に定める補助基準額

(4) 賃貸物件による保育所等改修を行う場合

ア 次に掲げる額を比較し、最も少ない方の額に、8分の7を乗じて得た額とする（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。

(ア) 対象経費の実支出額

(イ) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(ウ) 別表第7に定める補助基準額

イ ア(ウ)により算出した補助基準額を超えて事業者が対象経費の実支出額を負担している場合、次に掲げる額を比較し、いずれか少ない方の額に、8分の7を

乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をアの金額に加算して補助する。

(ア) 対象経費の実支出額（補助基準額を超えて事業者が負担する部分に限る。）

(イ) 別表第10に定める補助基準額

2 前項の規定にかかわらず、施設整備の事業が複数年度にわたり実施される場合、当該年度における当該施設整備に係る出来高に応じて補助額を案分して得た額について補助を行う。

（高騰加算を受けようとする場合の要件）

第6条 第5条第1項第1号ア（イ）又はイ（イ）、第4号イに定める補助を受けようとする事業者は、整備する施設について、整備年度の前年度から過去3年度間に東京都福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審していなければならない。ただし、新規で開設する保育所及び認定こども園は、4月に開設する場合は開設する月の属する年度の末日までに、4月以外に開設する場合は開設する月の属する年度の翌年度の末日までにそれぞれ第三者評価を受審すること。

（補助金の交付申請）

第7条 この補助事業に係る補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業に要する費用について「八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付申請書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び役員名簿

(2) 施設整備理由書

(3) 申請額算出内訳書（第5条第1項第1号から第3号に掲げる事業の場合は第2号様式、第5条第1項第4号に掲げる事業の場合は第3号様式とする）

(4) 事業実施計画書（第4号様式）

(5) 当該補助事業に係る歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(6) 別に国等から助成を受け、又は、受けようとする場合には、その助成の内容を記載した書類

(7) 財産目録（法人設立中にあつては、これに代わるべき書類）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、適当と認められたときは、別記の補助条件を付し、第5号様式により補助金の交付を決定する。

(補助事業の変更等)

第8条 事業者は、別記の補助条件2に基づき、市長の承認を受けて補助事業の内容の変更、中止又は廃止をする場合は、「八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金内容変更等承認申請書」(第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「内容変更額算出内訳書」(第5条第1項第1号から第3号に掲げる事業の場合は第7号様式、第5条第1項第4号に掲げる事業の場合は第8号様式とする)

(2) 「内容変更計画書」(第9号様式)

(3) 当該事業に関する歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更等承認申請書の提出を受けたときは、関係書類を審査し、適当と認められたときは、「八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金内容変更等承認書」(第10号様式)により事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 事業者は、補助事業が完了したときは、「八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金実績報告書」(第11号様式)に次の書類(複数年度事業の最終年度以外の実績報告の場合は、第4号の「引渡書」の写し、「支払領収書」の写し及び第5号の「検査済証」を除く。また、第6号の「完成前後の写真」は、「建設中の写真」とする。)を添えて、事業完了後(複数年度事業の最終年度以外の場合は、当該年度の事業完了後)速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第12号様式)

(2) 建設費精算書(第5条第1項第1号から第3号に掲げる事業の場合は第13号様式、第5条第1項第4号に掲げる事業の場合は第14号様式とする)

(3) 当該補助事業に係る歳入歳出決算書(又は見込書)抄本

(4) 請負工事の場合は、「工事請負書」の写し、「引渡書」の写し及び「支払領収書」の写し

(5) 工事完了を確認するのに必要な「検査済証」（発行できない場合は工事完了届等検査済証に代わるもの）の写し

(6) 建物内外主要部分の完成前後の写真及び撮影位置を示した図面

2 市長は、提出された実績報告書の内容を審査及び現地調査を実施し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第15号様式により通知する。

(補助金の交付等)

第10条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、当該補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付決定後に補助事業の円滑な遂行のため市長が特に必要があると認める経費については、概算払いをすることができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第16号様式による補助金請求書又は第17号様式による補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、第18号様式による補助金精算書を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(暴力団等の排除)

第11条 次の各号に掲げる団体等は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

(1) 暴力団（八王子市暴力団排除条例（平成23年（2011年）12月15日条例第23号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。

2 補助金の交付決定後に、事業者が前項に掲げる団体等であることが判明した場合、市長は速やかに当該決定を取り消し、既に補助金の全部又は一部を交付していた場合は速やかに返還を命ずるものとする。

(補助金制度の見直し)

第12条 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 八王子市民間保育所建設費補助金交付要綱（平成5年4月1日）及び八王子市認定こども園施設整備事業補助金交付要綱（平成29年3月15日）については、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の八王子市民間保育所建設費補助金交付要綱及び八王子市認定こども園施設整備事業補助金交付要綱によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 建物等の用途を変更しようとするとき

3 事故報告等

事業者は、補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため、事業者は補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、それらの補助事業の遂行状況に関する資料を提示し、その内容を報告しなければならない。

5 補助事業の遂行命令等

- (1) 市長は、3及び4による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。
- (2) 事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 財産処分の制限

事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（令和5年4月1日こども家庭庁告示第9

号)に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

7 財産処分の承認

事業者は、6に定める財産処分に関する承認を受けようとするときは、別に定める財産処分承認申請書に必要な書類を添付して、市長に対し、財産処分の申請をするものとする。

8 財産処分に伴う収入の納付

市長の承認を受けて6に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

9 財産の管理義務

事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

10 実績報告

事業者は、補助事業が完了したときは、別紙第11号様式に係る書類を添えて、速やかに補助事業の実績を報告しなければならない。

11 補助金の額の確定等

市長は、10による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

12 是正のための措置

- (1) 市長は、11による審査又は調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 10の実績報告は、(1)の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

13 決定の取消し

- (1) 市長は、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決

定に基づく命令に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

オ その他、補助金等の交付の手続き等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、11により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

1.4 補助金の返還

(1) 市長は、1又は13により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) (1)の規定は、11により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

1.5 違約加算金

市長は、13により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.6 延滞金

事業者は、14により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.7 他の補助金の一時停止等

事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

1.8 関係書類の整理保管

事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当

該財産の財産処分が完了する日、又は「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(令和5年4月1日こども家庭庁告示第9号)に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

1.9 消費税仕入控除税額の取扱い

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙第19号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

2.0 契約に関する注意事項

(1) 事業者が補助事業を行うために締結する契約については「施設整備費補助に係る教育・保育施設等工事請負等契約手続基準」に基づき、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(2) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

2.1 監査への対応

事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。